

○国立大学法人福島大学発ベンチャー支援に関する規程

制定 平成27年2月26日

改正 平成28年3月30日

(目的)

第1条 本規程は、国立大学法人福島大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 本学又は本学職員（本学役員及び本学職員をいう。）又は学生等（大学院学生、学群・学類学生、研究生、研究員、その他本学と研究成果又は開発物について契約を交わしている者をいう。）が所有する知的財産権をもとに起業したもの
- 二 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業したもの
- 三 本学職員又は学生等がベンチャー企業の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの
- 四 本学職員又は学生等であった者が、退職、修了又は卒業の後、原則として1年以内にベンチャー企業の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの

(支援内容)

第3条 本学は、次に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、第5条に定める支援期間内において、必要と認める次の各号の支援を行うものとする。

- 一 大学発ベンチャーの称号の使用を認めること。
なお、称号は「国立大学法人福島大学発ベンチャー」を使用できるものとする。
- 二 本学の施設・設備の使用を認めること。
- 三 本学の施設（活動拠点となる専有スペース）を使用する場合において、その期間中のみ、登記住所を当該施設の住所とすることを認めること。
- 四 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。
- 五 福島大学客員研究員規則に基づき、本学の研究の進展のために、大学発ベンチャー設立者等を客員研究員として受け入れること。

六 その他、研究推進機構長（以下「機構長」という。）が必要と認めること。

- 2 前項第一号の大学発ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失及び損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとする。

（支援の条件）

第4条 大学発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- 二 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- 三 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等の恐れがないこと。
- 四 本学職員が起業したものにあっては、国立大学法人福島大学職員兼業規程、その他関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

（支援期間）

第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、3年を超えない範囲で、機構長が必要と認める期間とする。ただし、再申請を妨げない。

（支援の申請）

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする場合は、機構長に大学発ベンチャー支援申請書「別紙様式1」を提出しなければならない。

（ベンチャー支援審査会）

第7条 大学発ベンチャーへの支援の可否等を審議する機関として、ベンチャー支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 研究推進機構本部長
- 二 研究推進機構副本部長
- 三 統括学系長
- 四 研究科長
- 五 財務課長
- 六 研究振興課長
- 七 地域連携課長
- 八 その他本部長が必要と認めた者

- 3 審査会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

（支援の決定）

第8条 機構長は、第6条の申請があったときは、審査会の議を経て、支援の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第9条 機構長は、大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、大学発ベンチャーへの支援決定通知「別紙様式2」又は大学発ベンチャーへの不支援通知「別紙様式3」により、申請者に通知するものとする。

2 機構長は、前項の支援決定通知を行ったとき、本学内の関係部局にその決定内容を報告するものとする。

(支援決定に附帯する手続)

第10条 前条第1項の規定に基づき支援の決定を受けた大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）の代表者は、本学の関係規則等に従い、支援内容に応じ、本学において必要となる手続を執らなければならない。

(事業報告等)

第11条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間年度毎、当該企業の決算日から3ヶ月以内に、「別紙様式4」により、事業報告書及び収支決算書を機構長に提出しなければならない。

2 認定大学発ベンチャーの代表者又は清算人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかにその旨を機構長に報告しなければならない。

- 一 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- 二 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産宣告
- 三 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続き
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続き
- 五 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条及び第22条に定める罰則が、裁判によって確定した場合

(支援決定内容の解除)

第12条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間内において、任意の様式により、支援決定内容の全部又は一部の解除を申し出ることができる。

2 機構長は、前項の申し出を受けたとき、必要に応じて審査会を開催し、その取扱いを決定するものとする。

(支援の決定の取消し)

第13条 機構長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援

の決定を取り消すことができる。

- 一 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- 二 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 三 企業活動の実態がなくなった場合
- 四 第11条第1項の事業報告を拒否した場合
- 五 その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと機構長が認めた場合

(事務)

第14条 大学発ベンチャー支援に関する事務は、研究振興課が行う。

(運営)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式1

大学発ベンチャー支援申請書

平成 年 月 日

国立大学法人 福島大学長 殿

申請者 社 名 _____
代表者名 _____ 印
住 所 〒 _____
Tel/Fax _____
E-mail _____
関与教員 所 属 _____
職・氏名 _____ 印

1. 支援希望内容

- (1) 大学発ベンチャーの称号「国立大学法人福島大学発ベンチャー」の使用
☐ 希望無
☐ 希望有
- (2) 本学施設・設備の使用
☐ 希望無
☐ 希望有(施設・設備名称: _____)
- (3) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を受けること
☐ 希望無
☐ 希望有(内容、知的財産権等: _____)
- (4) 本学施設(活動拠点となる専有スペース)の使用許可期間中に限り、登記住所を当該施設の住所とすること
☐ 希望無
☐ 希望有(専有スペース名称: _____)
- (5) 客員研究員としての研究協力
☐ 希望無
☐ 希望有(希望受入部局: _____)
- (6) その他の希望
(_____)

2. 支援希望期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3. 添付書類

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 定款
- (3) 会社概要
- (4) 事業計画
- (5) 活用する知的財産権、研究成果の概要
- (6) その他機構長が特に必要と認めた資料等

- ※ 「1. 支援希望内容」に記載する希望事項は、別紙添付可とします。
ただし、審査の結果、希望に添えかねる場合もありますので、ご承知おきください。
- ※ 本規程第3条第2項に定めるとおり、大学発ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失及び損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとします。

別紙様式2

大学発ベンチャーへの支援決定通知

平成 年 月 日

様

国立大学法人 福島大学長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、大学発ベンチャー支援については、
下記のとおり支援決定しましたので通知します。

記

1. 支援決定内容

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

2. 支援期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

3. その他

国立大学法人福島大学発ベンチャー支援に関する規程及び本学関連規則等を遵守すること。

別紙様式3

不支援決定通知

平成 年 月 日

様

国立大学法人 福島大学長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、大学発ベンチャー支援については、申請内容を慎重に審議した結果、下記の理由に基づき不支援を決定しましたので通知します。

記

(理由)

別紙様式4

大学発ベンチャーの事業報告について

平成 年 月 日

国立大学法人 福島大学長 殿

申請者 社 名 _____
代表者名 _____ 印
住 所 〒 _____
Tel/Fax _____
E-mail _____

国立大学法人福島大学発ベンチャー支援に関する規程第11条第1項の規定に基づき、
下記のとおり事業報告をいたします。

記

提出書類

(1) 事業報告書

「

」

(2) 収支決算書

「

」

(3) その他

「

」